

第 8 期世田谷区

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (令和 3 年度～令和 5 年度)

取組状況

基本理念

住み慣れた地域で支えあい、
自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現

令和 4 年 7 月
世田谷区

目次

- 1 評価指標の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 2 各施策の取組状況（令和3年度末時点）の報告・・・・・・・・ P 4

「第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の取組状況」は、計画に基づく高齢者施策等について、進行管理を行うものです。

1 評価指標の進捗状況

計画目標

- 1 区民の健康寿命を延ばす
- 2 高齢者の活動と参加を促進する
- 3 安心して暮らし続けるための介護・福祉サービスの確保を図る

評価指標の進捗状況

指標	指標	策定時 平成 30 年	現状			目標 令和 3 年
			平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	
1 65 歳 健康 寿命	男性)要支援 1 要介護 2	81.63 歳	81.73 歳	81.84 歳	令和 5 年度 当初に確定 予定	82.17 歳
		83.32 歳	83.40 歳	83.55 歳		83.86 歳
	女性)要支援 1 要介護 2	82.59 歳	82.72 歳	82.85 歳		83.28 歳
		85.88 歳	85.90 歳	86.11 歳		86.70 歳

目標は、平成 30 年の 23 区 1 位自治体の数値。

指標	内容	指標	策定時 令和元年度	現状	目標 令和 4 年度
2 主観的 健康観	設問「現在のあなたの健康状態はいかがですか」	「とても良い+まあまあよい」	82.4%	令和 4 年 12 月調査予定	増やす
3 外出頻度	設問「週に 1 回以上は外出していますか」	週 2 回以上の外出	87.6%		増やす
4 交流頻度	設問「友人・知人と会う頻度はどれくらいですか」	週 1 回以上会っている	49.6%		増やす
5 会話の頻度	設問「ふだん、どの程度、人(家族を含む)と挨拶程度の会話や世間話をしますか(電話を含む)」	毎日	78.6%		増やす
6 地域活動への参加状況	設問「地域で参加している活動や講座はありますか」	「はい」	21.4%		増やす
7 居住継続意向	設問「今後も現在住んでいる地域に住み続けたいですか」	「そう思う+まあそう思う」	(認定なし~要支援) 92.3% (要介護) 93.4%		維持

出典：令和元年度世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査報告書

2 各施策の取組状況(令和3年度末時点) の報告

報告の視点

「重点取組み」「計画に数値目標がある項目」「令和3年度、新たに実施した内容」を中心にまとめました。

施策の体系（施策の大・中・小項目）

塗りつぶしは重点取組み

大項目	中項目	小項目
1 健康寿命の 延伸	(1) 健康づくり	健康寿命の延伸に向けた健康づくり
		生涯スポーツの推進
		特定健診・特定保健指導、長寿健診等の実施
		がん検診等による早期発見と相談機能の充実
		高齢者のこころの健康づくり
	(2) 介護予防	介護予防・生活支援サービスの充実
		介護予防の普及及び通いの場づくり（一般介護予防事業） 介護予防ケアマネジメントの質の向上
	(3) 重度化防止	適切なケアマネジメントの推進
		重度化防止の取組みの推進
2 高齢者の活 動と参加の 促進	(1) 就労・就業	高齢者の就労・就業等の支援
	(2) 参加と交流 の場づくり	高齢者の社会参加の促進への支援
		高齢者の多様な居場所づくり
		高齢者の活躍の場づくり
		生涯学習等の支援
	(3) 支えあい活 動の推進	地域の福祉資源開発とネットワークづくりの推進
		地域人材の発掘・育成
		地域の支えあい活動の支援
		地域住民による生活の支援
		せたがやシニアボランティア・ポイント事業
		地域での交流と活動を支える場の支援
	(4) 認知症施策 の総合的な推進	条例の普及と理解の推進
		認知症とともに生きることへの理解の推進
		本人が自ら発信・社会参加し、活躍する機会の充実
		本人同士の出会い、つながり、活動の推進
		本人との協働による認知症バリアフリーの推進
		本人が施策の企画・実施・評価に参画できる機会の充実
		「私の希望ファイル」の推進
		社会参加や健康の保持増進の機会の拡充
		地域包括ケアの地区展開と協力した地域づくりの推進
		パートナーの育成・チームづくり
		意思決定支援・権利擁護推進
		相談と継続的支援体制づくり
	本人の生活継続を支えあうための専門職の質の確保・向上推進	
(5) 見守り施策 の推進	4つの見守り	
	サービスを通じた見守り	
	事業者の協定等による見守り	
	地域の支えあいによる見守り	
(6) 権利擁護の 推進	成年後見制度の普及啓発	
	成年後見制度の相談支援	
	申立て及び親族後見人支援	
	区民成年後見人の養成及び活動支援	
	中核機関の設置・運営	
	成年後見等実施機関等との連携（地域連携ネットワーク）	
	成年後見区長申立ての実施	
	後見報酬の助成	
	地域福祉権利擁護事業（あんしん事業）の実施	
	高齢者虐待の防止と高齢者保護	
	消費者被害防止施策の推進	

3 安心して暮らし続けるための介護・福祉サービスの確保	(1) 在宅生活の支援	あんしんすこやかセンターの相談支援の充実
		サービスの提供や見守りと一体的に行う情報提供・相談支援
		区民に分かりやすい情報提供
		地域ケア会議の実施
		地域密着型サービスの基盤整備
		ショートステイサービスの基盤整備
		介護老人保健施設等の整備
		持続可能な高齢者福祉サービスの実施
		高齢者等の移動への支援
		家族等介護者への支援
		「在宅医療」の区民への普及啓発
		医療・介護のネットワーク構築
	様々な在宅医療・介護情報の共有推進	
	災害への対策	
	健康危機への対応	
	(2) 安心できる住まいの確保	特別養護老人ホームの整備
認知症高齢者グループホームの整備		
介護付有料老人ホーム等の計画的な整備誘導		
都市型軽費老人ホームの整備		
サービス付き高齢者向け住宅の整備誘導		
公営住宅の供給		
高齢者住宅改修費助成及び高齢者住宅改修相談の実施		
高齢者の民間住宅への入居支援		
ユニバーサルデザインの推進		
(3) 福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援	介護人材確保の基盤整備	
	働きやすい環境の整備・生産性の向上・生活支援策による人材確保	
	多様な人材の参入・活躍の促進及び外国人人材の受け入れ支援	
	職員の資質及び専門性の向上・介護職の魅力向上	
(4) サービスの質の向上	事業者への適切な指導・監査の実施	
	第三者評価の促進・活用	
	苦情対応の充実	
	サービスの質の向上に向けた事業者への支援	
4 介護保険制度の円滑な運営	(1) 介護サービス量の見込み	
	(2) 地域支援事業の量の見込み	
	(3) 第1号被保険者の保険料	
	(4) 給付適正化の推進	
	(5) 制度の趣旨普及・低所得者への配慮等	

「4 介護保険制度の円滑な運営」は「介護保険事業の実施状況」にて報告

1 健康寿命の延伸

(1) 健康づくり

○健康づくりについては、生活習慣病の重症化予防を推進する取組みとして、区と保健センターで協力し、生活習慣病のリスクが高い方（特に高血糖値の方）を対象に、コロナ禍において自宅でも受講できるよう、電話で個別にサポートする「生活習慣改善実践 お家(うち)でトライ」を実施した。

参加者数を伸ばすために、周知方法を工夫していく必要がある。

特定健診については、5月中旬から3月末まで実施。未受診者には受診勧奨通知を発送し、一部対象者へショートメッセージを活用し、受診率向上に努めた。

特定保健指導については、特定健診の結果から生活習慣病のリスクが高い人を抽出して実施した。特定保健指導の利用率を上げる取組みに、コールセンターを活用した電話による利用勧奨と予約受付を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響で、平成30年度以前に比べて実施数は減少した。

事業名等		2年度	3年度	4年度	5年度
特定健診・目標受診率	計画		42.0%	43.0%	44.0%
	実績	34.7%	R4.11月確定		
特定保健指導・目標利用率	計画		17.0%	18.0%	19.0%
	実績	4.3%	R4.11月確定		

がん相談の周知については、「がん患者等支援ネットワーク会議」や、区ホームページに開設した「がんポータルサイト」の活用、中央図書館におけるがんのテーマ本コーナー設置等により認知度を高める工夫を行った。また、産業振興公社や中央図書館と連携した出張相談を実施することで、利用しやすい実施体制の工夫を行った。

対策型がん検診の適正な実施及び精度管理向上に向けては、国の指針を踏まえ、精密検査実施医療機関名簿の作成や、精密検査の結果共有の仕組みづくり、乳がん・子宮がん検診の受診要件の緩和（40歳以上について偶数年齢から隔年に変更）等の取組みを行った。

がん相談の利用実績を伸ばすために周知をさらに強化し、対策型がん検診の適正な実施及び精度管理向上については、国の指針に沿った取組みをより一層推進していく必要がある。高齢者のこころの健康づくりについては、健康せたがやプラン重点施策「こころの健康づくり」の、ライフステージに応じた普及啓発や、「世田谷区自殺対策基本方針（令和元年3月策定）」の重点施策に位置付けた「高齢者に対する支援の充実」において、生きることの支援を、庁内所管と共有しながらすすめた。区民や福祉・医療職に対して、精神疾患・障害、こころの健康についての理解促進とともに、偏見や誤解のない地域づくりに向けたテーマ別の講座を開催するなど、広く普及啓発・情報発信を行った。

また、夜間・休日等のこころの電話相談の実施や、精神障害等に対する理解促進、差別・偏見の解消および、人材育成に取り組んだ。また、多職種チームが、総合支所の保健福祉センター地区担当保健師と連携を図り、未治療や治療中断等の精神障害者への訪問支援や、措置入院者退院後支援計画の作成等の地域支援に取り組んだ。

「データでみるせたがやの健康2019」では、「精神」には医療費・介護費とも認知症が含まれるため、認知症の予防（発症遅延・進行抑制）としての生活習慣病予防の啓発を工夫していくことも必要な視点となる。また、65歳以上の自殺死亡者は、区全体の自殺者の約3割を占める。さらに、年齢を重ねるほど困りごとを自分で抱え込む傾向にあるため、気軽に相談できる体制を充実させるとともに、周囲が変化に気づき声をかける力を育み、地域での支え合いを促進することで、孤立を防止していく必要がある。このため、高齢者

を支援する職員に対し、こころの健康づくりや疾病理解等についての啓発をすすめ、包括的な支援体制づくりを庁内関係所管とともに充実させていく必要がある。

高齢者の食・口と歯の健康づくりについては、「食生活チェックシート」を活用し介護予防・地域支援課、市民活動・生涯現役推進課等と連携し、区内28あんしんすこやかセンターでの事業、高齢者クラブ加入者あて低栄養予防の食生活の重要性の普及啓発を実施した。また、あんしんすこやかセンターと連携し、総合支所健康づくり課栄養士による出張ミニ栄養講座を実施した。

歯周疾患による歯の喪失予防を主な目的として、40～70歳までの5歳間隔の年齢を対象として「成人歯科健診」及び「歯周疾患改善指導」事業を実施した。また、75歳以上の区民を対象に、あんしんすこやかセンターと連携して、口腔及び全身の健康保持を目的とする「すこやか歯科健診」を実施するとともに、「口腔ケアチェックシート」を活用するなど要介護1～5等で外出が困難な区民を対象に「訪問口腔ケア」を行った。さらに、普及啓発の一環として、80歳で20本の歯を残す「8020運動」の達成者に認定書を渡した。

具体的な食品や量を提示するなど引き続き高齢者やその家族へフレイルの要因のひとつである低栄養予防のための食事の普及啓発に取り組む。8020の達成率は上昇傾向にあるが、多くの歯が残っている高齢者の口腔機能の維持等改善の余地がある。引き続き、口腔の健康の大切さと歯科健診の重要性を啓発していく必要がある。

(2) 介護予防

介護予防・生活支援サービスの充実については、引き続き住民参加型・住民主体型サービスに関心のある区民を対象にした研修や、オンライン形式による区民参加型ワークショップを開催するとともに、リーフレットを作成・配布するなど、サービスの担い手の確保や利用促進に努めた。

実績については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、計画目標には達しなかったが、概ね令和2年度の実績を上回ることが出来た。

通所型サービスについては、担い手となる活動団体数が少ない地域もあるため、新たな担い手の確保とともに地域偏在を解消していく必要がある。

事業名等			2年度	3年度	4年度	5年度
住民参加型・住民主体型サービス利用者数	訪問型サービス	計画		140人	160人	180人
		実績	116人	117人		
	通所型サービス	計画		190人	220人	250人
		実績	84人	102人		
住民参加型・住民主体型サービスの担い手の数	訪問型サービス	計画		650人	670人	690人
		実績	534人	555人		
	通所型サービス	計画		23団体	28団体	33団体
		実績	19団体	19団体		

介護予防の普及啓発については、介護予防手帳を各種講座・講演会や住民主体のサービスを行う地域団体に配布するなど、目標以上の配布を行い高齢者自身によるセルフケアマネジメントの普及促進に努めた。

また、介護予防・健康づくり自主活動新規実施団体は、目標には届かなかったが、新たに1グループが実施することになり、世田谷いきいき体操の普及と介護予防につながる「通いの場」づくりの推進に取り組んだ。

引き続き介護予防手帳の配布を通じた高齢者のセルフマネジメントの促進を図るとともに、世田谷いきいき体操の普及啓発を通じた「通いの場」づくりを進めていく必要がある。

事業名等		2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防手帳配付数	計画		1,500部	1,700部	1,800部
	実績	1,330部	1,755部		
介護予防・健康づくり自主活動新規実施団体数	計画		3グループ	5グループ	5グループ
	実績	1グループ	1グループ		

介護予防ケアマネジメントの質の向上については、介護予防ケアマネジメント研修の新任期と現任期研修は福祉人材育成・研修センターと協力して行い、新任期はあんしんすこやかセンター職員と再委託先である居宅介護支援事業所のケアマネジャー、現任期は介護予防ケアマネジメントに係る勤務年数が概ね3年以上のあんしんすこやかセンター職員を対象として実施するとともに、14か所のあんしんすこやかセンターを巡回し、ケアプラン点検と指導を行った。また地域ケア会議へのリハビリテーション専門職の派遣を73件行うなど、介護予防ケアマネジメントの質の向上に取り組んだ。

介護予防ケアマネジメント研修の学びを実際のケアプランに生かせるようグループワーク内で事例共有をしたがオンライン形式だったため個人情報共有に限界があった。また新任研修に中堅以上の職員の受講者も見受けられた。効果的な研修実施に向け受講対象者と研修内容や進め方について改めて見直しを図る必要がある。

(3) 重度化防止

○適切なケアマネジメントの推進については、ケアマネジメントの質の向上に必要な事項をまとめた「世田谷区介護保険事業のケアマネジメント基本方針」内容の充実を図った。

ケアプラン点検は、感染対策を徹底しながら実施した。

主任ケアマネジャーの地区・地域での研修や意見交換会などの活動に対して支援を行った。

重度化防止の取組みの推進については、要支援者等の高齢者に対する「自立支援・重度化防止」の取組みとして、「介護予防筋力アップ教室」や「専門職訪問指導」などの介護予防・日常生活支援総合事業を新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら継続するとともに、「まるごと介護予防講座」のオンライン開催の試行など、コロナ禍で外出を控えがちな高齢者の「自立支援・重度化防止」にも取り組んだ。

介護サービス事業所向けの「自立支援・重度化防止」に関する研修では、福祉人材育成・研修センターにおいて、インターネットを活用した研修に取り組んだ。受講者からは忙しい業務の中でも研修に参加しやすいなどの一定の評価をいただき、研修の参加人数は計画値を上回った。

リハビリテーションに関しては、区西南部地域リハビリテーション支援センターが病院や診療所、介護サービス事業所等に勤務するリハビリ専門職の連携体制の構築のために実施している地域のリハビリテーション施設、自治体、関係団体等の参画による連絡会や研修等の開催を支援した。

今後、オンラインによる介護予防講座を実施するにあたり、スマートフォンやZOOMアプリの操作に慣れていない高齢者に対するICTスキルの向上も視野に入れる必要がある。

介護を必要としている高齢者に対する介護度の改善・悪化の防止に向けて、介護サービス事業所向けの「自立支援・重度化防止」に資する研修等を継続する必要がある。

それぞれの段階に応じた適切なリハビリテーションを提供するために、医療職及びケアマネジャーなどの介護職等に、各段階におけるリハビリテーションの役割やその使い方等について、理解の促進を図る必要がある。なお、リハビリテーションを提供する病院や事業所等は広域でサービス提供をしている場合が多いことから、区単独でのリハビリテーション提供体制の把握や構築を行うことは難しい状況にある。

事業名等		元年度	3年度	4年度	5年度
「自立支援・重度化防止」に資する研修の参加人数					
ケアマネジャー	計画		600人	700人	800人
	実績	545人	1,547人		
介護サービス従事者	計画				
	実績		1,232人		

2 高齢者の活動と参加の促進

(1) 就労・就業

○高齢者の就労・就業等の支援については、三茶おしごとカフェでの総合的な就労支援やシルバー人材センターでの就業活動に加え、シニアの経験や特技を活用して区内事業者が抱える課題を解決する取り組みとして、令和3年より東京大学先端科学技術研究センターが開発するマッチングサイト「GBER」を使った就労マッチングのモデル事業やワークショップ、イベント等に取り組んだ。この取り組みの中で事業の愛称を「R60-SETAGAYA-」とする提案のほか、シニアの働き方や仕事の切り分けなどについての提案が多く寄せられ、こうした取り組みを経て令和4年1月以降モデル事業から本格事業実施へと移行した。

また、シルバー人材センターでは、1日で入会までの手続きが完了する方法の採用、コロナ禍での感染対策を考慮した個別説明会やオンライン説明会の開催、公共交通機関への広告や新聞折り込みチラシ、LINE広告等の活用による会員獲得に向けた取り組みに加え、定款を改正して派遣事業も実施できるようにする等、新たな仕事の開拓に向けた取り組みも併せて実施した。

「R60-SETAGAYA-」では、今後シニアの希望にあった仕事のさらなる開拓、イベントや仕事体験の実施、参加者が一歩を踏み出すことをサポートするきめ細かな支援のほか、スマートフォンやパソコンを使い慣れないシニアへの対応等が課題である。また、シルバー人材センターでは、新規会員獲得とともに、コロナ禍で落ち込んだ就業先の開拓の必要がある。

「R60-SETAGAYA-」では、対象年齢の下限を60歳から55歳に変更するとともに、事業をGBERのシステムから三茶おしごとカフェに移行し、スケールメリットを活かした新たな業務の発掘につなげる等、多様なシニアのニーズに応えていく。

シルバー人材センターでは、引き続き会員獲得と就業開拓を進めるとともに、ボランティア活動による地域貢献の場としての「あったかサロン」の拡充の検討を進める。

(2) 参加と交流の場づくり

○高齢者の社会参加の促進への支援については、「おたがいさまbank」とAIシステム（GBER）を活用したシニアマッチング事業は、AIシステム（GBER）のテストを令和4年3月まで実施するとともに、システム改修を進め、令和4年4月から本格実施した。また、多様な高齢者等の活動団体が参加する「生涯現役ネットワーク」加入団体や高齢者クラブなどによる区民を対象とした地域貢献事業（「スマートフォン教室」「書道教室」「講演会」など8件）を支援した。

団体活動やボランティア活動等を活性化させるためには、積極的に周知することで、ボランティア希望者や、ボランティアを求めている方を増やしていくことが必要である。

○高齢者の多様な居場所づくりについては、地域包括ケアを推進する中で、各地区の地域資源を生かしつつ、「毎日」「気軽に」足を運べる場の整備に向けて、関係所属による情報の共有及び課題整理を行った。

また、高齢者の居場所となっている多種・多様な活動や施設を集約した居場所情報誌「いっぽ外へ シニアお出かけスポット」を発行し、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンターなど、区内施設へ配布した。併せて冊子に掲載する情報をホームページに記載し、区「高齢・介護応援アプリ」を入口として情報取得ができるようにした。

○高齢者の活躍の場づくりについては、高齢者が気軽に利用でき、学び、交流できる居場所として、千歳温水プール健康運動室では月4回、スマホ教室や健康に関する講座を、ひだまり友遊会館では、令和4年2月から一室を利用し、フラダンスや大人のぬり絵講座等の

参加型プログラムを実施した。

生涯現役ネットワークでは、5つの地域に分かれ、まち歩きを通じた仲間づくりと人材発掘を目的とする「地元発見から始めるシニアの地域活動イベント」と地域活動団体PRイベント「生涯現役フェア」を無観客、動画配信で開催した。動画再生回数は令和4年3月時点では約1,200回となった。

プログラムは民間事業者に運営を委託し、一定程度の経費がかかるため、他の地域への展開が難しい。

生涯現役ネットワーク事業については、2つのイベントに参加した方を、地域参加活動に繋げていくことが課題である。

(3) 支えあい活動の推進

○地域の福祉資源開発とネットワークづくりの推進については、区の委託事業（地域資源開発事業）として、相談やアウトリーチにより地域資源と地区における課題を把握し、住民やNPO法人、事業者などが参加する第2層協議体において、課題解決に向けた検討を行い、デジタル活用による居場所づくりやゴミ出し支援等生活支援サービスの創出に取り組んだ。

第1層協議体においては、各地区の取組み事例を共有し、取組み内容の普及啓発を図った。また、テーマ別分科会を新たに設置し、地域生活課題の解決や第2層協議体における取組みに対する支援機能を強化した。

買い物不便地域や、体力低下により荷物が自宅に運べないなど、様々な理由により買い物に困難な方に対し、各地区で買い物支援を行っているが、日常の生活支援として、さらなる支援拡大が求められている。

○地域人材の発掘・育成については、ふれあいサービス協力者や子ども食堂のボランティアなどに対し、地区サポーターへの登録を広く呼びかけ、人材確保につとめた。

また、災害福祉サポーターと要配慮者の顔合わせ（マッチング）、災害時を想定した訓練を行った。

コロナ禍以降は、地域活動の縮小により、地区サポーターの参加機会が減少している。令和3年度のマッチング件数は、前年度に比べると戻りつつあるが、地区サポーター登録後にマッチング先がないことがある。

災害時想定訓練では、実際に安否確認ができなかったケースもあり、一人の要配慮者に対し、災害福祉サポーターを複数人マッチングする必要がある。

○地域の支えあい活動の支援については、サロンやミニデイなどの地域支えあい活動団体に対してリモート開催に向けた支援を行うなど、コロナ禍でも閉じこもりや孤立の防止、交流促進を図った。

シルバー人材センターでは生きがい就業を通して、外出の機会の提供を行った。

地域支えあい活動団体は、参加者の高齢化や後継者不足、外出制限の長期化によるモチベーションの低下のため、廃止が相次いだ。

新規活動団体の立ち上げ支援や運営方法のアドバイスを行うとともに、既存の活動団体に対しては、住民への参加支援や新たな担い手の確保、活動のマッチングを行う必要がある。シルバー人材センターでは、就業機会の提供のほか、高齢者の居場所づくりとして会員による「あったかサロン」の運営を行っているが、今後拠点や日数を増やす等、ニーズに即した対応を検討する必要がある。

事業名等		2年度	3年度	4年度	5年度
社会福祉協議会地域支えあい活動登録団体数 (ふれあい・いきいきサロン、ミニデイ)	計画		638 団体	648 団体	658 団体
	実績	616 団体	598 団体		
社会福祉協議会地域支えあい活動延参加者数 (ふれあい・いきいきサロン、ミニデイ)	計画		180,000 人	185,000 人	185,500 人
	実績	54,096 人	78,570 人		

○地域住民による生活の支援については、コロナ禍で発生したICT活用や買い物支援のニーズに対し、地区サポーター、学生、NPOなどの人材を活用し、デジタルボランティアや買い物同行等のマッチングを行った。

ふれあいサービスについては、地区サポーターや、他のボランティアなどに対し、ふれあいサービス協力会員への新規登録を広く呼びかけ、会員数の増加につとめた。

支えあいサービスについては、日常生活支援者養成研修等の実施やあんしんすこやかセンター等を通じたPRを行い、新たなサービスの担い手確保と利用促進に取り組んだ。

ふれあいサービスについては、今後より多くの区民に利用してもらえるよう事業を周知し、利用と支援活動を広げていく必要がある。

支えあいサービスについては、サービスの利用者とサービスの担い手のマッチングを円滑にするため、引き続き、関係機関と連携しながらサービスの担い手確保を継続していく必要がある。

(4) 認知症施策の総合的な推進

○条例の普及と理解の推進については、認知症講演会やアクション講座(世田谷版認知症サポーター養成講座)、交流会、条例施行1周年記念イベント、各地区で開催される会議での話し合いのほか、区が発行する高齢・介護関係の冊子やホームページへの掲載、Fせたがやでの発信等、様々な機会を通じて、条例の理念を区民及び関係機関等へ伝える取り組みを展開した。

また、区独自に作成したテキストや認知症の本人出演動画を活用した「アクション講座(世田谷版認知症サポーター養成講座)」を、各地区の小中学校地域団体等を対象に実施し、条例の普及啓発や本人発信、地域づくりを推進した。

○認知症とともに生きることへの理解の促進については、認知症講演会やアクション講座(世田谷版認知症サポーター養成講座)等において、参加者が「自分の希望」を書き込むワークを採り入れたり、認知症観の転換に関するアンケートを記入してもらうなど、認知症を自分ごととして捉えてもらえるような工夫を行った。また、条例施行1周年記念イベントでは、4名の本人に登壇いただき、自身の体験や認知症についての考え方を語っていただいた。

○本人が自ら発信・社会参加し、活躍する機会の充実については、認知症講演会や条例施行1周年記念イベント、本人交流会、アクション講座(世田谷版認知症サポーター養成講座)等の機会を通じて、本人が自身の体験や思いを発信できるよう取り組んだ。また、介護事業所等を利用する本人が制作した作品のギャラリー展示を開催したり、東京2020大会におけるアメリカ合衆国選手団へのおもてなし企画である「折り鶴プロジェクト」において、介護事業所等との連携・協力のもと、本人が制作した折り鶴を使ってモザイクアートパネ

ルを作成した。このパネルを区内の様々な場所に展示したり、制作過程についてのアルバムと動画をアメリカ合衆国選手団（USOPC）へ提供することにより、本人参画の推進に取り組んだ。

- 本人同士の出会い、つながり、活動の推進については、企画段階から本人が参加する、本人交流会を5回開催した。また、本人から本人へタスキをつなぎ、家族や支援者と一緒にゴールを目指す「RUN伴（ランとも）せたがや」では、本人同士や本人を含む地域の様々な人が出会い、つながり合える場の創出を支援した。
- 本人との協働による認知症バリアフリーの推進については、本人の暮らしにくさを引き起こす障壁（認知症バリア）を知るために、認知症講演会等において、本人の体験を発信する機会を設けた。
- 本人が施策の企画・実施・評価に参画できる機会の充実については、認知症施策評価委員会2回、認知症施策評価委員会にかかる部会1回、セーフティーネットについて検討する部会2回、全ての会議に、延べ11人の本人が委員として参画し、区の認知症施策に関して意見や思いを述べた。
- 「私の希望ファイル」の推進については、「私の希望ファイル」の検討に並行し、まずは本人が参加する集まりや条例に関する地域での話し合い等の場で、一人ひとりが認知症を自分ごととして捉え、自分なりの希望を考えていく呼びかけを行った。
- 社会参加や健康の保持増進の機会の拡充については、はつらつ介護予防講座やまると介護予防講座、介護予防筋力アップ教室等のほか、各地区でのサロン等の楽しみにつながる活動を通して、健康の保持増進を図るとともに、参加者同士の交流を図る機会等の創出に取り組んだ。
また、提案型協働事業（軽度認知障害（MCI）及び認知症予防を正しく知るための啓発活動）において、相談会へ出席した本人・家族に対し、ニーズに応じて各種介護予防講座や家族会、本人交流会等の参加へつなげた。
- 地域包括ケアの地区展開を活用した地域づくりの推進については、各地区の三者連携会議等において、条例の理念や計画に基づく取組み内容を説明し、アクションチームの始動に向けた後方支援を行った。また、本人の安心・安全なくらしや外出を守る地域づくりを目的とした「セーフティーネットについて検討する部会」を2回開催し、他所管や警察署、社会福祉協議会との連携のもと、地域の見守りネットワーク強化を図るために本人とともに検討を進めた。
- パートナーの育成・チームづくりについては、認知症に関するボランティアグループ「オレンジハート」が、認知症カフェ「オレンジカフェ」の開催のほか、地区の認知症カフェへのスタッフとしての参加、認知症関連事業への参加協力等を通して、本人と出会い、つながる活動を展開した。
また、「アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）」を通して、本人やパートナー（認知症サポーター等）を含む地域の人とともに活動をしていく「アクションチーム」の始動に向けた話し合いを各地区で行った。

事業名等		2年度	3年度	4年度	5年度
認知症サポーター養成数の累計	計画		41,680人	47,360人	53,040人
	実績	36,244人	36,981人		

- 意思決定支援・権利擁護推進については、認知症初期集中支援チーム事業において、本人の希望するこれからの暮らし方等について、丁寧な聴き取りを重ね、継続的な意思決定支援を行った。また、権利擁護に携わる社会福祉協議会職員を対象に、条例について話し合う機会を設けた。

○相談と継続的支援体制づくりについては、あんしんすこやかセンターごとに認知症専門相談員を配置するとともに、認知症在宅生活サポートセンターとの連携のもと、医師による専門相談事業のほか、全28地区で地区型の「もの忘れチェック相談会」や、各地域で医師の講話と個別相談を組み合わせた啓発型の「もの忘れチェック講演会・相談会」等を実施した。また、認知症初期集中支援チーム事業では、各あんしんすこやかセンターから挙げられた事例についてチーム員会議で対応方針等を確認し、個別の案件ごとに丁寧な支援を行った。

事業名等		2年度	3年度	4年度	5年度
認知症初期集中支援チーム事業訪問実人数	計画		140人	140人	168人
	実績	109人	119人		

○本人の生活継続を支えあうための専門職の質の確保・向上推進については、あんしんすこやかセンター職員はもとより、世田谷区福祉人材育成・研修センターと連携した認知症ケア及び認知症緩和ケア（日本版BPSDケアプログラム）研修において、認知症のケアに携わる専門職に対し、条例の理念や認知症観の転換について説明した。また、社会福祉協議会や商店街連合会等、様々な関係機関に対しても、条例の普及啓発を行い、地域づくりの推進に理解と協力を求めた。

（5）見守り施策の推進

○4つの見守りについては、高齢化の進展や、ひとり暮らし高齢者の増加など、家族形態の変化により、消費者被害や孤立死などの課題が顕在化している中、高齢者の安心・安全を確保するために、4つの見守り施策を推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう取り組んだ。

また、「高齢者安心コール」や「高齢者見守りステッカー事業」では、利用希望が見込まれる高齢者の家族会交流会等様々な機会を捉え、ちらし配布等のPRを行った。

今後、現行の仕組みで対応できない事例が増えるなど課題が生じるときは、家族・介護者の意見等も取り入れながら、担い手不足を補うための機器や民間サービスの活用も検討する必要がある。

○サービスを通じた見守りについては、救急通報システム、火災安全システム、ごみの訪問収集、寝具乾燥サービス、紙おむつ支給、各種介護保険サービスといった高齢者の在宅生活を支えるためのサービスの実施にあたり、高齢者宅訪問時に連絡が取れないなど異変があるときは区へ連絡をもらうこと等で速やかな安否確認に取り組んだ。

市場に高齢者向けの様々な商品やサービスが増え、これに伴い新たなサービスの導入などの要望が寄せられている。市場の発展を視野に入れ「自助・互助・共助・公助」のバランスの最適解を検討する必要がある。

○事業者の協定等による見守りについては、令和3年度に、新たに4事業者と高齢者見守り協定を締結し、現在27事業者と協定を結んでいる。また、年に1回協定締結事業者と連絡協議会を開催し、情報交換や緊急時の対応などの事例を積み重ねている。

高齢者見守り協定に基づく協力内容は、事業者の日常的な営業活動のなかで支障のない範囲での協力としており、協定書の内容も事業者により一部異なる。協定締結後、相当年数がたっているものについては、内容の見直しも必要と考える。

○地域の支えあいによる見守りについては、社会福祉協議会が実施している地域支えあい活動（ふれあい・いきいきサロン、支えあいミニデイ）への支援を行い、外出の機会が少ない高齢者等が、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、地域住民が自主的・自発的に行う仲間づくりと参加できる場づくりを推進し、利用者の様子が普段と違うなど気になるときは、あんしんすこやかセンターへの相談につなげるなど、日ごろの活動による関係性を活かした見守りに取り組んだ。

地域活動の担い手の高齢化や不足により、地域活動団体数及び構成員の人数が減少している。

（6）権利擁護の推進

○成年後見制度の相談支援については、成年後見制度、相続、遺言などについて、弁護士による無料の専門相談を毎月2回実施した。また、支援者側の強化策として「支援者向け研修」を実施し、あんしんすこやかセンター、ケアマネジャー、民生委員・児童委員などが受講した。

相談機能の強化については、令和3年度には後見専門員を増員するとともに相談内容と履歴を管理する相談システムを構築し、より充実した相談業務に当たれるようになった。

また、様々なニーズに対応するべく出張相談（地域ケア会議、勉強会、個別ケースのカンファレンス）も実施した。これによって、相談件数が伸びている。

事業名等		2年度	3年度	4年度	5年度
相談件数	計画	1,450件	1,550件	1,600件	1,600件
	実績	1,489件	1,678件		

○申立て及び親族後見人支援については、申立支援の希望が増えている。特に、本人申立において、親族が高齢・障害者等の要支援者の場合は、何度も訪問するなどして伴走しながら申立てを支援した。事例検討委員会で後見人の候補者を検討し、推薦された候補者と申立人との調整を行った。また、親族後見人を対象にセミナーを実施し、11名の区民が参加した。

申立人の親族が高齢・障害者等の要支援者の場合は、より丁寧かつ頻回な支援が必要になっている。

事業名等		2年度	3年度	4年度	5年度
申立て支援件数	計画	70件	80件	90件	95件
	実績	74件	78件		
親族後見人継続支援件数	計画	5件	10件	10件	10件
	実績	2件	3件		

○区民成年後見人の養成及び活動支援については、感染対策に留意し、区民成年後見人養成研修を実施し、区民成年後見支援員として8名を登録した。

区民成年後見支援員は、ネット配信を活用しながら後見業務に必要な内容が届けられるように工夫して研修を実施した。

区民成年後見人が不安に感じることなく業務を遂行できるよう相談・助言を行い、後見人不在時には必要に応じて監督人として対応を代行した。

区民成年後見人が受任するケースでは、困難な案件が増加（在宅等）していることから、区民成年後見人のスキルアップが必要である。

事業名等		2年度	3年度	4年度	5年度
区民成年後見人等受任者数	計画	52人	55人	58人	61人
	実績	57人	53人		

○成年後見区長申立ての実施については、毎月開催の庁内検討会や成年後見センター事例検討委員会において、後見等の業務内容の検討や後見人等の候補者の選任等を行った。また、区長申立て案件で区民成年後見人該当事案について、区民成年後見人養成研修修了者の中から候補者の選任を行った。

精神障害者の区長申立て案件が増加傾向にある中、毎月2回実施している成年後見センター事例検討委員会の委員である精神保健福祉士の役割が大きくなっている。

事業名等		2年度	3年度	4年度	5年度
区長申立て件数	計画	50件	75件	75件	75件
	実績	44件	47件		

3 安心して暮らし続けるための介護・福祉サービスの確保

(1) 在宅生活の支援

あんしんすこやかセンターの相談支援の充実については、あんしんすこやかセンターでは、三者連携等による行事の開催や広報紙の発行により周知に努めている。

福祉の相談窓口において高齢者だけでなく、地域障害者相談支援センター等と連携し障害者等の相談対応にも取り組んでいる。ひきこもり等の課題を抱える「8050世帯」などの相談対応のため、ひきこもり相談窓口の検討に参画した（令和4年4月開設）。

様々な課題への相談対応を充実するため、関係部署とともにあんしんすこやかセンターへの情報提供や研修に取り組んだ。

運営の改善を図るため、介護保険法に基づき評価点検を実施した。

松原地区でのまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の一体整備を実施し、全地区での一体整備が完了した。

令和4年4月開設された、ひきこもり相談窓口との連携を強化する機会を設け、ひきこもり等の課題を抱える「8050世帯」への相談対応の充実を図る必要がある。

地域行政推進条例の検討状況を踏まえ、児童館を加えた四者連携による相談支援、地域づくりの取組みを推進する必要がある。

DX推進の動向を踏まえ、あんしんすこやかセンターのデジタル環境の整備を進めるとともに、オンラインを活用した相談業務の充実や、デジタルデバイスへの対応に取り組む必要がある。

毎年度実施している評価点検の結果を運営改善につなげていくとともに、次期の事業者選定（選定時の評価、選定条件等）にいかしていく必要がある。

一体整備が完了したものの、事務室の狭あい等があるので、執務環境の改善に取り組む必要がある。

- サービスの提供や見守りと一体的に行う情報提供・相談支援については、区が実施する事業・サービスには、高齢者見守りを主目的としてはいないが、利用者の自宅への訪問や定期的な電話での対話等を伴い、これらを通じて孤独感の解消や安否確認を行うものがある。これらを通じて、区の相談窓口やサービスを掲載したちらしの配付や案内により、支援を必要とするサービスの利用者及び見守り対象者を、区の相談窓口につなげ、必要な支援に結びつける機能の強化に取り組んだ。

社会状況の変化や今後の高齢化の進展に対応できる情報提供・相談支援の体制の検討も必要となっている。

- 区民にわかりやすい情報の提供については、「せたがやシルバー情報（令和3年度～令和5年度）」を作成、65歳以上の高齢者世帯へ各戸配付し、介護保険制度や高齢者福祉サービス等の情報を提供した。「せたがや高齢・介護応援アプリ」については、プッシュ通知により高齢者向け情報などのタイムリーな情報提供に努めた。また、高齢者の居場所や健康づくりなど、高齢者の交流・地域参加を促進するための情報を発信する項目を新たに追加した。引き続き、利用者数の向上に取り組む。

地域ケア会議については、全28地区、5地域、全区で実施した。

ア 地区版地域ケア会議については、支援が困難なケースや介護予防の検討が必要なケースの個別検討に取り組んだ。

イ 地域版地域ケア会議については、保健福祉センター保健福祉課等で地域課題の抽出、解決に向けた検討に取り組んだ。

ウ 全区版地域ケア会議については、地域からの課題提起を踏まえ、庁内で課題の整理・調整し、全区で取り組むべき課題解決に向けた検討を行った。（8050問題）

家族等介護者への支援については、相談機能充実に向けた取り組みとして、あんしんすこやかセンター職員・ケアマネジャー等、支援者向けのヤングケアラー・若者ケアラー支援研修を実施した。

また、家族介護教室を新たにオンラインでも実施し、必要な情報提供や介護ノウハウの習得機会を拡充した。

相談窓口や、在宅生活を支援する事業について、周知に更に取り組む必要がある。

- 「在宅医療」の区民への普及啓発については、在宅療養及びACPの普及啓発を図るため、地区連携医事業の取り組みを活用しながら、各あんしんすこやかセンターで在宅療養及びACP(アドバンス・ケア・プランニング：人生会議)をテーマとしたミニ講座を開催した。また、令和3年3月に作成・発行した「在宅療養・ACPガイドブック」の効果的な活用を図るために、主に区内の医療・介護関係者を対象とした講習会を実施した。在宅医療及びACPの認知度を更に高め、普及していく必要がある。

事業名等		2年度	3年度	4年度	5年度
区民の在宅医療に関する認知度(区民意識調査)	計画		75%	77%	79%
	実績	73.0%	75.6%		

- 医療・介護のネットワーク構築については、在宅医療を選択する区民を地域で支えるため、医療機関と介護サービス事業所の連携構築に取り組んだ。

ア 地区連携医事業における多職種による意見交換会や事例検討等を通じて、地域の医療職及び介護職との連携を図った。また、在宅医療・介護連携推進事業の課題分析のためのアンケート調査では、区内及び隣接区の病院も対象として実施した。

在宅医療を推進するためには、地域の医療と介護のネットワークの構築はもとより、病院と地域のネットワークの構築が必要である。

イ 在宅療養相談に寄せられる様々な相談に応じるため、あんしんすこやかセンターの担当者と病院MSW(医療ソーシャルワーカー)との意見交換会や、相談技術向上のための研修を実施した。

在宅療養相談窓口寄せられる相談は、地区の医療機関や介護事業所など様々な関係者と連携を図りながら対応する必要があるため、日頃より関係機関との顔の見える関係づくりを更に進めるとともに、あんしんすこやかセンターの担当者の専門的知識の更なる向上が必要である。

ウ 区西南部地域リハビリテーション支援センターが、病院や診療所、介護サービス事業所等に勤務するリハビリ専門職の連携体制の構築の支援を行うために実施している、地域のリハビリテーション施設、自治体、関係団体等の参画による連絡会や研修の開催を支援した。

それぞれの段階に応じた適切なリハビリテーションの提供を行うためには、医療職及びケアマネジャーなどの介護職等に、各段階におけるリハビリテーションの役割やその使い方等について、理解の促進を図る必要がある。

事業名等		2年度	3年度	4年度	5年度
在宅療養相談件数	計画		10,000件	11,000件	12,000件
	実績	12,825件	14,284件		

○様々な在宅医療・介護情報の共有推進については、医療機関と介護サービス事業所の連携を深めるため、情報共有に取り組んだ。

ア 医療・介護の情報共有の支援については、在宅医療・介護連携推進担当者連絡会等において、お薬手帳を活用した連絡カード「あなたを支える医療・介護のケアチーム」等の各種ツールや、すこやか歯科健診事業、ICTを用いた多職種ネットワーク構築事業（医師会運営）等を周知し、活用を依頼した。

医療職及び介護職の連携をより深めるため、既存の情報共有ツールの見直しや効果的な周知方法等を検討する必要がある。

イ 地域の医療・介護資源の情報更新については、在宅医療を支える様々な専門職の役割や医療機関の情報を掲載した「世田谷区在宅療養資源マップ」の更新版を発行し、あんしんすこやかセンター、区関係所管、区内の居宅介護支援事業所、掲載医療機関に加え、世田谷区内の医療機関との連携に役立てることを目的に、新たに区外の大学病院等にも配布した。

○災害への対策については、地域防災計画に沿って、地震や水害等に対して高齢者の生活を支える施策に取り組んだ。

ア 避難行動要支援者支援の推進については、協定数は令和4年3月末時点で102件となった。介護事業所の連絡会に避難行動要支援者支援事業への理解を得られるよう参加するなどしている。

イ 福祉避難所については、令和3年度は新たに2施設と協定を締結し、協定数は令和4年3月末時点で60件となった。コロナ禍においても各施設で個別に訓練が実施できるよう、動画の研修素材を作成し配付した。その他、オンラインで勉強会（講演会）を1回実施した。また、広域用防災倉庫にある福祉避難所用備蓄物品の現物確認を行った。

ウ 在宅避難者への見守りについては、避難行動要支援者の内、同意した方の名簿について民生委員・児童委員へ提供している。社会福祉協議会や、保健福祉サービス事業者等への名簿の提供や、個別避難計画の提供については今後調整していく。

○健康危機への対応については、令和2年1月の新型コロナウイルス感染症の国内での感染確認以後、保健所では、ホームページ等を活用し、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供や療養情報の提供、感染拡大防止の呼びかけ等を感染状況に応じて実施した。

加えて、正確な情報提供や相談できる体制の整備を目的として、新型コロナウイルス感染症の一般的な相談窓口や発熱や全身のたるさ等の症状のある方への発熱相談窓口を設置し、相談体制を整備するとともに、令和3年4月以降は、後遺症相談窓口も設置し、療養機関終了後も何らかの症状が残っている方の相談にも対応することにより、相談体制の拡充にも取り組んでいる。

新型コロナウイルス感染症への対応が長期に渡って続いていることから、対応についての振り返りと課題整理が必要である。

○新型コロナウイルス感染症の各取組みへの影響については、令和3年度に東京都で2度の緊急事態宣言が発令され、不要不急な外出自粛の要請や区民利用施設を休止したことにより、地域活動の中止や縮小がみられた。

一方で、関係機関相互の連絡会や職員向け研修、区民向けの講座でオンライン形式を導入して活動を継続した。また、訪問が難しい事業は区の相談窓口や福祉サービスの普及啓発活動に力を入れるとともに、相談事業を電話対応に切り替えることで相談機会を確保するなどの工夫をしながら事業継続に取り組んだ。

医療提供・検査体制の確保やワクチンの接種により、感染対策を徹底した上で、地域活動が再開しつつあるが、度重なる外出自粛要請により閉じこもりがちな高齢者が増加しており、あんしんすこやかセンターをはじめとした関係機関による訪問や地域での見守り活動

に一層取り組む必要がある。また、オンラインによるコミュニケーションに不慣れな高齢者もいることから、スマートフォン講座の開催等のデジタルデバインド対策に取り組むことが重要である。

- 介護サービス事業所に対しては、感染防止対策等の周知やマスクなどの衛生物品の提供を行い、集団感染（クラスター）が発生した事業所には、意向を確認した上で抗原定性検査キットを配付した。また、社会的インフラを継続するためのPCR検査（社会的検査）を実施し、重症化防止や集団感染（クラスター）発生の抑止に取り組むとともに、利用者や従業員で陽性者が発生した場合に関係所管で連携し、事業所に対して必要なアドバイスを実施した。

（２）安心できる住まいの確保 最終ページ「別表」参照

（３）福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援

- 介護人材確保の基盤整備については、「福祉人材育成・研修センター」の事業として、福祉人材を育成する各研修の実施に加え、介護に関する入門的研修や、就職相談・面接会の実施、福祉のしごと相談など、人材確保や育成支援、福祉の魅力発信に向けて総合的に取り組んだ。

また、「介護人材対策推進協議会」を立ち上げ、各介護サービス事業所が抱えている課題を共有し、介護人材不足解消に向けた取り組みの検討を行った。

さらに、経済産業部と連携し、他業種で働いていた求職者等に対し、入門的研修の実施を含む介護の仕事紹介・マッチングイベントを実施し、介護分野への参入を促した。

介護人材の確保については厳しい状況が続いており、事業所によっては人材派遣会社に頼らざるを得ない状態にあり、介護人材対策推進協議会等を通じて、事業者と連携した検討が必要である。

- 働きやすい環境の整備・生産性の向上・生活支援策による人材確保については、令和3年度より「デジタル環境整備促進事業」を実施し、施設業務全般にわたり一体的にデジタル環境を整備することで、介護職員の負担軽減や業務の効率化を推進した。また、異なる助成事業について同法人が申請する場合、財産目録など提出書類を一部省略し、負担軽減を図った。

「福祉人材育成・研修センター」において、リーダーシップ研修を実施したほか、福祉のしごと悩み相談を実施した。

また、特別養護老人ホームや地域密着型介護事業所を対象とした宿舍借り上げ支援事業を実施し、人材の定着支援に努めた。

短期間での離職を防止するため、これまでの対策のほかに、有効な生活支援策等の検討を進めていく必要がある。

- 多様な人材の参入・活躍の促進及び外国人人材の受け入れ支援については、入門的研修の受講者に対し、特別養護老人ホームでの介護補助業務等の案内を行うことで、介護分野への就職を促した。

小学3～6年生の親子と中・高校生を対象とした「夏休み福祉体験」の実施や、出前出張講座を2校で開催するなど、介護の仕事への興味関心を高めてもらう取り組みを実施した。また、若年層向けの介護の魅力発信冊子として「POPEYE」を発行し、介護の仕事の魅力を広く周知した。

外国人人材については、介護人材対策推進協議会での課題等の話し合いの中で、各事業所での活用方法について情報共有を行った。

業務の切り分けや幅広い層の就職希望者の受け入れに関しては、事業所によって、取り組

み状況に差がある状況である。外国人人材の受け入れは、引き続き課題の検討を進めていく必要がある。

○職員の資質及び専門性の向上・介護職の魅力向上については、ヤングケアラー支援研修、人権の理解促進研修等を実施し、幅広いニーズに応え得る介護職員の育成に取り組んだ。また、感染対策を講じながら、食支援や介護技術の向上に関する研修を集合形式で実施するほか、24時間視聴可能な動画形式で受講できる研修を取り入れるなど、研修の機会の確保に取り組んだ。

初任者研修や実務者研修、介護福祉士資格取得費用の助成事業を実施し、人材の育成に取り組んだ。

新型コロナウイルスの感染が収束したのちには、集合形式での研修も再開し、必要な技能の習得ができる機会を提供する必要がある。

4 介護保険制度の円滑な運営

「介護保険事業の実施状況」にて報告

第8期介護施設等整備計画の進捗状況

令和4年6月1日時点

種別	第7期	第8期(令和3～5年度)			令和4年度の新規開設状況 開設済み 年度内開設予定		併設
	令和 2年度末 整備数	令和 3年度末 整備数	令和4年 6月1日 時点整備数	整備目標 (令和5年度末)			
A 定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	7 箇所	8 箇所	8 箇所	9 箇所			
B 小規模多機能型居 宅介護	11 箇所 310 人 (登録)	13 箇所 359 人 (登録)	15 箇所 417 人 (登録)	19 箇所 529 人 (登録)	民有地(砧 3-9) 29 人 区有地(若林 5-38) 29 人		E F
C 看護小規模多機 能型居宅介護	4 箇所 107 人 (登録)	4 箇所 112 人 (登録)	4 箇所 112 人 (登録)	6 箇所 165 人 (登録)	民有地(成城 1-1) 29 人		
D ショートステイ (短期入所生活介護)	24 箇所 306 人	24 箇所 306 人	24 箇所 306 人	25 箇所 318 人			
E 認知症高齢者グ ループホーム (認知症対応型共同 生活介護)	44 箇所 828 人	44 箇所 828 人	47 箇所 873 人	50 箇所 936 人	民有地(砧 3-9) 9 人 民有地(千歳台 2-31) 18 人 区有地(若林 5-38) 18 人		B F
F 地域密着型特別 養護老人ホーム (地域密着型介護老 人福祉施設入所者生 活介護)	3 箇所 87 人	3 箇所 87 人	4 箇所 116 人	5 箇所 145 人	区有地(若林 5-38) 29 人		B E
G 特別養護老人ホ ーム (介護老人福祉施設)	24 箇所 1,958 人	24 箇所 1,958 人	24 箇所 1,958 人	25 箇所 2,066 人			
H 介護老人保健施 設	10 箇所 872 人	10 箇所 872 人	10 箇所 872 人	11 箇所 952 人			
I 特定施設入居者生 活介護 (介護付有料老人ホ ーム 等)	75 箇所 4,820 人	75 箇所 4,815 人	76 箇所 4,877 人	78 箇所 5,000 人	民有地(上用賀 1-26) 62 人 ○民有地(上馬 4-30) 56 人		
J 都市型軽費老人 ホーム	10 箇所 180 人	11 箇所 200 人	11 箇所 200 人	13 箇所 240 人			